株式会社イーセル
電気供給約款
別紙Ⅰ

2026年12月1日より施行の電気供給約款13（料金）に規定する料金は以下のとおりとします。本別紙Ⅰの適用日は2026年12月1日とします。

1．プランの特徴
当社のプランは、当社がお客さまに供給する電気について、再エネ指定の非化石証書を利用して、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする予定のプランです。

2． 料金等
（北海道エリア）

料金プラン ： イーセル従量電灯B(北海道)
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約電流
(ｲ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
(ﾛ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金

	単位	料金(税込)
10アンペア	1契約	340円67銭
15アンペア	1契約	511円01銭
20アンペア	1契約	681円34銭
30アンペア	1契約	1,022円01銭
40アンペア	1契約	1,362円68銭
50アンペア	1契約	1,703円35銭
60アンペア	1契約	2,044円02銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の120キロワット時まで(第1段階料金)	1kWh	23円85銭
120キロワット時をこえ280キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	29円35銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	29円90銭

料金プラン ： イーセル従量電灯C(北海道)
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1kVA	340円80銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の120キロワット時まで(第1段階料金)	1kWh	23円24銭
120キロワット時をこえ280キロワット時まで(第2段階料金)	1kWh	28円74銭
上記超過(第3段階料金)	1kWh	30円56銭

料金プラン ： イーセル低圧電力(北海道)
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ﾛ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）
または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

ホ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

基本料金

単位	料金(税込)
1kW	1,120 円 37 銭

電力量料金

単位	料金(税込)
1kWh	17 円 67 銭

ホ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ヘ 力率割引、力率割増
次の条件で力率割引、力率割増を適用いたします。
(ｲ) 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された値といたします。
(ﾛ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(東北エリア)

料金プラン ： イーセル従量電灯 B(東北)

イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約電流
(ｲ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
(ﾛ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金

	単位	料金(税込)
10 アンペア	1 契約	330 円 00 銭
15 アンペア	1 契約	495 円 00 銭
20 アンペア	1 契約	660 円 00 銭
30 アンペア	1 契約	990 円 00 銭
40 アンペア	1 契約	1,320 円 00 銭
50 アンペア	1 契約	1,650 円 00 銭
60 アンペア	1 契約	1,980 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	24 円 95 銭
上記超過(第 3 段階料金)	1kWh	26 円 28 銭

料金プラン ： イーセル従量電灯 C(東北)

イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出いただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1kVA	330 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	25 円 21 銭
上記超過(第 3 段階料金)	1kWh	26 円 48 銭

料金プラン ： イーセル低圧電力(東北)
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）
または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ) 契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出いただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ) 当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ) 当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表2(電源調達調整)によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。
ホ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

基本料金

単位	料金(税込)
1kW	1,176 円 45 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	15 円 95 銭
その他季	1kWh	14 円 50 銭

ホ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ヘ 力率割引、力率割増
次の条件で力率割引、力率割増を適用いたします。
(ｲ) 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された値といたします。
(ﾛ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(関東エリア)

料金プラン ： イーセル従量電灯 B(関東)
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約電流
(ｲ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
(ﾛ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。算定された料金が次の最低利用料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低利用料金といたします。

基本料金

	単位	料金(税込)
10 アンペア	1 契約	286 円 00 銭
15 アンペア	1 契約	429 円 00 銭
20 アンペア	1 契約	572 円 00 銭
30 アンペア	1 契約	858 円 00 銭
40 アンペア	1 契約	1,144 円 00 銭
50 アンペア	1 契約	1,430 円 00 銭
60 アンペア	1 契約	1,716 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	18 円 86 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	25 円 46 銭
上記超過(第 3 段階料金)	1kWh	27 円 59 銭

最低利用料金

単位	料金(税込)
1 契約	7,000 円 00 銭

料金プラン ： イーセル従量電灯 C(関東)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出いただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。算定された料金が次の最低利用料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低利用料金といたします。

基本料金

単位	料金(税込)
1kVA	286 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	18 円 86 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	25 円 46 銭
上記超過(第 3 段階料金)	1kWh	27 円 59 銭

最低利用料金

単位	料金(税込)
1 契約	7,000 円 00 銭

料金プラン ： イーセル低圧電力（関東）

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ﾛ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出いただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1kW	916 円 67 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	20 円 68 銭
その他季	1kWh	19 円 56 銭

ホ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ヘ 力率割引、力率割増
次の条件で力率割引、力率割増を適用いたします。
(ｲ) 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された値といたします。
(ﾛ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

料金プラン ： ご家庭向け ファミでん 電灯
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電流が 5 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約電流
(ｲ) 契約電流は、5 アンペア、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
(ﾛ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ 料金
料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	26 円 20 銭

料金プラン ： 法人様向け ビジネスプラン 電灯
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 料金
料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	27 円 30 銭

料金プラン ： 法人様向け ビジネスプラン 動力
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1kW	910 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	19 円 80 銭
その他季	1kWh	17 円 80 銭

ホ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ヘ 力率割引、力率割増
次の条件で力率割引、力率割増を適用いたします。
(ｲ) 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された値といたします。
(ﾛ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

（中部エリア）

料金プラン ： ご家庭向け ファミでん 電灯
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電流が 5 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約電流
(ｲ) 契約電流は、5 アンペア、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
(ﾛ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ 料金
料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	26 円 20 銭

料金プラン ： 法人様向け ビジネスプラン 電灯
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 料金
料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	27 円 30 銭

料金プラン ： 法人様向け ビジネスプラン 動力
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1kW	710 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	19 円 60 銭
その他季	1kWh	17 円 60 銭

ホ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ヘ 力率割引、力率割増
次の条件で力率割引、力率割増を適用いたします。
(ｲ) 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された値といたします。
(ﾛ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(北陸エリア)

料金プラン ： ご家庭向け ファミでん 電灯
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電流が 5 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約電流
(ｲ) 契約電流は、5 アンペア、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
(ﾛ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ 料金
料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	21 円 10 銭

料金プラン ： 法人様向け ビジネスプラン 電灯
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 料金
料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	22 円 20 銭

料金プラン ： 法人様向け ビジネスプラン 動力
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1kW	710 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	17 円 30 銭
その他季	1kWh	15 円 20 銭

ホ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ヘ 力率割引、力率割増
次の条件で力率割引、力率割増を適用いたします。
(ｲ) 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された値といたします。
(ﾛ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

（近畿エリア）

料金プラン ：ご家庭向け ファミでん 電灯
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 最大需要容量
最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。
ニ 料金
料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー
発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	22 円 20 銭

料金プラン ： ファミでん 電化プラン
イ 季節区分および時間帯区分
(ｲ) 季節区分は，次のとおりといたします。
(1) 夏季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
(2) その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
(ﾛ) 時間帯区分は，次のとおりといたします。
(1) デイタイム
別表 4(休日等)に定める休日以外の 10 時から 17 時までの時間をいいます。
(2) リビングタイム
平日 7 時から 10 時、及び 17 時から 23 時の時間、ならびに別表 4(休日等)に定める日の 7 時から 23 時をいいます。
(3) ナイトタイム
毎日 23 時から 7 時の時間をいいます。
ロ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) イ（季節区分および時間帯区分）に定めるデイタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
(ﾛ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
(ﾊ) 1 需要場所において動力もあわせて使用する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、 1 需要場所において動力もあわせて使用する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めたときには、契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客様の土地または建物に施設されることがあります。
(ﾆ) 一般送配電事業者の託送供給等約款に定めのある電灯定額接続送電サービスが適用できないこと。
ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ニ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ホ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款 3 条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が 0 キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

	単位	料金(税込)
1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1 契約	1,700 円 00 銭
上記超過	1kW	396 円 00 銭

電力量料金
(1) デイタイム(夏季)

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	27 円 51 銭

(2) デイタイム(その他季)

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	25 円 01 銭

(3) リビングタイム

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	21 円 74 銭

(4) ナイトタイム

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	14 円 44 銭

料金プラン ： 法人様向け ビジネスプラン 電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出いただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	23 円 20 銭

料金プラン ： 法人様向け ビジネスプラン 動力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出いただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、電力量料金は、別表2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1kW	710 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	17 円 30 銭
その他季	1kWh	15 円 20 銭

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ヘ 力率割引、力率割増

次の条件で力率割引、力率割増を適用いたします。

(ｲ) 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された値といたします。

(ﾛ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(中国エリア)

料金プラン ： イーセル従量電灯 A(中国)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

ニ 料金

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。算定された料金が次の最低利用料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低利用料金といたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	24 円 76 銭

最低利用料金

単位	料金(税込)
1 契約	7,000 円 00 銭

料金プラン ： イーセル従量電灯 B(中国)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。算定された料金が次の最低利用料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低利用料金といたします。

基本料金

単位	料金(税込)
1kVA	254 円 63 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	24 円 20 銭

最低利用料金

単位	料金(税込)
1 契約	7,000 円 00 銭

料金プラン ： イーセル低圧電力(中国)

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1kW	733 円 33 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	19 円 06 銭
その他季	1kWh	17 円 20 銭

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ヘ 力率割引、力率割増
次の条件で力率割引、力率割増を適用いたします。
(ｲ) 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された値といたします。
(ﾛ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

料金プラン ： ファミでん(よるトクプラン)
イ 時間帯区分
時間帯区分は，次のとおりといたします。
(1) 平日昼間
別表 4(休日等)に定める休日以外の 9 時から 19 時までの時間をいいます。
(2) 平日朝・夕
別表 4(休日等)に定める休日以外の 7 時から 9 時、19 時から 22 時までの時間をいいます。
(3) 土昼間
土曜日の 7 時から 22 時までの時間をいいます。
(4) 日祝昼間
別表 4(休日等)に定める休日のうち土曜日以外の 7 時から 22 時までの時間をいいます。
(5) 夜間
毎日 22 時から 7 時までの時間をいいます。

ロ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) イ（時間帯区分）に定める平日昼間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。
(ﾛ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
(ﾊ) 1 需要場所において動力もあわせて使用する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、 1 需要場所において動力もあわせて使用する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めたときには、契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客様の土地または建物に施設されることがあります。
(ﾆ) 一般送配電事業者の託送供給等約款に定めのある電灯定額接続送電サービスが適用できないこと。
ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ニ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社 はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ホ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1 契約	330 円 00 銭

電力量料金
(1) 平日昼間

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	28 円 60 銭

(2) 平日朝・夕

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	24 円 75 銭

(3) 土昼間

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	20 円 90 銭

(4) 日祝昼間

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	19 円 25 銭

(5) 夜間

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	18 円 70 銭

ヘ 口座振替割引
お客さまが口座振替で料金を支払われる場合は、次のとおり割引いたします。

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	0 円 55 銭

料金プラン ： ファミでん(いちにちプラン)
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 最大需要容量
最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。
ニ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、電力量料金は、別表２（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1 契約	330 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	24 円 75 銭

ホ 口座振替割引

お客さまが口座振替で料金を支払われる場合は、次のとおり割引いたします。

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	0 円 55 銭

料金プラン ： ファミでん(ミニミニプラン)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

基本料金

	単位	料金(税込)
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	1 契約	220 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	1kWh	19 円 79 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	26 円 47 銭
上記超過(第 3 段階料金)	1kWh	28 円 59 銭

料金プラン ： ファミでん(でんかプラン)

イ 季節区分および時間帯区分

(ｲ) 季節区分は，次のとおりといたします。

(1) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(ﾛ) 時間帯区分は，次のとおりといたします。

(1) デイタイム

別表 4(休日等)に定める休日以外の 10 時から 17 時までの時間をいいます。

(2) リビングタイム

別表 4(休日等)に定める休日以外の 7 時から 10 時、及び 17 時から 23 時の時間、ならびに別表 4(休日等)に定める日の 7 時から 23 時をいいます。

(3) ナイトタイム

毎日 23 時から 7 時の時間をいいます。

ロ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) イ（季節区分および時間帯区分）に定めるデイタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(ﾛ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ﾊ) 1 需要場所において動力もあわせて使用する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、 1 需要場所において動力もあわせて使用する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めたときには、契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客様の土地または建物に施設されることがあります。

(ﾆ) 一般送配電事業者の託送供給等約款に定めのある電灯定額接続送電サービスが適用できないこと。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ニ 契約容量

(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款 3 条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が 0 キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

	単位	料金(税込)
1 契約につき最初の 10 キロワットまで	1 契約	1,100 円 00 銭
上記超過	1kW	407 円 00 銭

電力量料金

(1) デイタイム(夏季)

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	32 円 68 銭

(2) デイタイム(その他季)

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	30 円 62 銭

(3) ナイトタイム

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	14 円 87 銭

(4) ホリデータイム

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	14 円 87 銭

料金プラン ： ご家庭向け ファミでん 電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

ニ 料金

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	24 円 20 銭

料金プラン ： 法人様向け ビジネスプラン 電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	25 円 20 銭

料金プラン ： 法人様向け ビジネスプラン 動力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1kW	710 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	19 円 06 銭
その他季	1kWh	17 円 20 銭

ホ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ヘ 力率割引、力率割増
次の条件で力率割引、力率割増を適用いたします。
(ｲ) 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された値といたします。
(ﾛ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

(四国エリア)

料金プラン ： イーセル従量電灯 A(四国)
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 最大需要容量
最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。
ニ 料金
料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。算定された料金が次の最低利用料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低利用料金といたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	24 円 20 銭

最低利用料金

単位	料金(税込)
1 契約	7,000 円 00 銭

料金プラン ： イーセル従量電灯 B(四国)
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出いただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。算定された料金が次の最低利用料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低利用料金といたします。

基本料金

単位	料金(税込)
1kVA	254 円 63 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	24 円 20 銭

最低利用料金

単位	料金(税込)
1 契約	7,000 円 00 銭

料金プラン ： イーセル低圧電力（四国）
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出いただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

ホ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

基本料金

単位	料金(税込)
1kW	770 円

電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	17 円 05 銭
その他季	1kWh	15 円 95 銭

ヘ 力率割引、力率割増

次の条件で力率割引、力率割増を適用いたします。

(ｲ) 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された値といたします。

(ﾛ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

料金プラン ： ファミでん(よるトクプラン)

イ 時間帯区分

時間帯区分は，次のとおりといたします。

(1) 平日昼間
別表 4(休日等)に定める休日以外の 9 時から 19 時までの時間をいいます。

(2) 平日朝・夕
別表 4(休日等)に定める休日以外の 7 時から 9 時、19 時から 22 時までの時間をいいます。

(3) 土昼間
土曜日の 7 時から 22 時までの時間をいいます。

(4) 日祝昼間
別表 4(休日等)に定める休日のうち土曜日以外の 7 時から 22 時までの時間をいいます。

(5) 夜間
毎日 22 時から 7 時までの時間をいいます。

ロ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) イ（時間帯区分）に定める平日昼間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(ﾛ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ﾊ) 1 需要場所において動力もあわせて使用する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、 1 需要場所において動力もあわせて使用する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上、低圧での電気の供給が適当と認めたときには、契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者の変圧器等の供給設備がお客様の土地または建物に施設されることがあります。

(ﾆ) 一般送配電事業者の託送供給等約款に定めのある電灯定額接続送電サービスが適用できないこと。

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ニ 契約容量

(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。

(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。

(ﾊ)当社 はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1 契約	550 円 00 銭

電力量料金

(6) 平日昼間

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	28 円 60 銭

(7) 平日朝・夕

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	24 円 75 銭

(8) 土昼間

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	20 円 90 銭

(9) 日祝昼間

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	19 円 25 銭

(10) 夜間

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	18 円 70 銭

ヘ 口座振替割引

お客さまが口座振替で料金を支払われる場合は、次のとおり割引いたします。

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	0 円 55 銭

料金プラン ： ファミでん(いちにちプラン)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、電気を使用されない場合でも基本料金を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1 契約	550 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	24 円 20 銭

ホ 口座振替割引

お客さまが口座振替で料金を支払われる場合は、次のとおり割引いたします。

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	0 円 55 銭

料金プラン ： ファミでん(ミニミニプラン)

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

ニ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

基本料金

	単位	料金(税込)
1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 契約	400 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	1kWh	19 円 37 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで(第 2 段階料金)	1kWh	25 円 99 銭
上記超過(第 3 段階料金)	1kWh	27 円 30 銭

料金プラン ： ご家庭向け　ファミでん　電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社および送配電事業者との協議によって行います。

ニ 料金

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	24 円 20 銭

料金プラン ： 法人様向け　ビジネスプラン　電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 料金
料金は、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	25 円 20 銭

料金プラン ： 法人様向け ビジネスプラン 動力
イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。
ニ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1kW	710 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	19 円 06 銭
その他季	1kWh	17 円 20 銭

ホ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ヘ 力率割引、力率割増
次の条件で力率割引、力率割増を適用いたします。
(ｲ) 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された値といたします。
(ﾛ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割増しいたします。

(九州エリア)

料金プラン ： ご家庭向け ファミでん 電灯
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電流が 5 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
(ﾛ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。
ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。
ハ 契約電流
(ｲ) 契約電流は、5 アンペア、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
(ﾛ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
ニ 料金
料金は、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	23 円 20 銭

料金プラン ： 法人様向け ビジネスプラン 電灯
イ 適用範囲
電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
(ﾛ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が

50キロワット未満であること。
ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(ｲ)に該当し、かつ、(ﾛ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金
料金は、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。

電力量料金

	単位	料金(税込)
1kWh につき	1kWh	24 円 20 銭

料金プラン ： 法人様向け ビジネスプラン 動力

イ 適用範囲
動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
(ｲ) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
(ﾛ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から当社および送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数
供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量
(ｲ)契約容量は、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点契約容量の値を引き継ぐものとし、お客さまからお申し出ていただきます。ただし、送配電事業者の託送約款の定めにより、契約容量の最大値を見直しさせていただく場合がございます。
(ﾛ)当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電源を、必要に応じて確認できるものとします。
(ﾊ)当社はお客さまから契約容量の変更お申し出をいただいた場合、当社の承諾をもって変更することとします。

ニ 料金
料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（電源調達調整）によって算定された電源調達調整額を加えたものといたします。なお、約款3条(4)記載の方法での四捨五入の結果、使用量が0キロワット時となる場合は、基本料金の半額を申し受けます。

基本料金

単位	料金(税込)
1kW	710 円 00 銭

電力量料金

	単位	料金(税込)
夏季	1kWh	19 円 30 銭
その他季	1kWh	17 円 30 銭

ホ その他
変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ヘ 力率割引、力率割増
次の条件で力率割引、力率割増を適用いたします。
(ｲ) 力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された値といたします。
(ﾛ) 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る１パーセントにつき、基本料金を１パーセント割増しいたします。